

議会運営の評価及び検証実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、旭川市議会基本条例（平成22年旭川市条例第46号。以下「議会基本条例」という。）第19条の規定に基づく議会運営の評価及び検証（以下「評価検証」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評価 議会が実施する自己評価をいう。
- (2) 検証 前号の評価を学識経験者等が検証する外部評価をいう。

(評価検証の対象)

第3条 評価検証の対象は、議会基本条例に定める事項その他議会運営に関する事項とする。

(評価検証の実施)

第4条 評価検証は、2年に1回実施するものとし、対象期間その他必要な事項は、その都度、議会運営委員会において協議して定める。

(評価の方法及び報告)

第5条 評価は、議会運営委員の全員及び無所属議員の代表者が合議により段階評価及び文章評価を行うものとする。

- 2 議会運営委員会は、前項の規定による評価の結果を議長に報告する。

(検証の方法及び報告)

第6条 検証は、学識経験者等が前条第1項の規定による評価の結果の妥当性等について合議により行う。

- 2 前項の学識経験者等の依頼の人数、期間その他必要な事項は、その都度、議会運営委員会において協議して定める。
- 3 議長は、第1項の検証の結果を文書により受け、議会運営委員会で報告する。

(評価検証結果の公開)

第7条 評価検証の結果は、議会ホームページ、議会報への掲載等により公開する。

(事務)

第8条 評価検証に関する事務は、議会運営委員会が処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか評価検証に関し必要な事項は、議会運営委員会において協議して定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月3日から施行する。